

京都市駐車場整備地区における
駐 車 場 整 備 計 画

平成9年2月24日 策定

京 都 市

京都市駐車場整備地区における 駐車場整備計画

計画対象駐車場整備地区の名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）駐車場整備地区

計画対象駐車場整備地区の位置、範囲及び面積

位 置	都 心 部 地 区	中京区、下京区及び東山区の各一部
	京都駅周辺地区	下京区及び南区の各一部
範 囲	別図（P 7）のとおり	
面 積	約 4 8 4 h a	
	都 心 部 地 区	約 4 0 7 h a
	京都駅周辺地区	約 7 7 h a

	(頁)
1 路外駐車場の整備に関する基本方針	1
(1) 駐車場整備地区における駐車問題の現況	1
ア 駐車場整備状況	1
イ ピーク時の駐車場駐車台数と空き台数	1
ウ 路上駐車の状態と駐車場不足台数	1
(2) 基本方針	2
ア 公共の役割	2
イ 民間の役割	2
ウ その他	2
2 路外駐車場の整備の目標年次及び目標量	3
(1) 目標年次	3
(2) 目標量	3
3 路外駐車場の整備の目標量を達成するための必要な施策	4
(1) 公共と民間の整備分担	4
(2) 整備を推進するための施策	4
ア 公共駐車場の整備施策	4
イ 民間駐車場の整備施策	4
ウ 駐車場の有効利用に関する施策	5
4 主要な路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要	6
別図 主要な路外駐車場の位置図	7

1 路外駐車場の整備に関する基本方針

(1) 駐車場整備地区における駐車問題の現況

近年のモータリゼーションの進展と共に、自動車交通量が著しく増加し、特に駐車場整備地区においては駐車場の不足、情報に関する提供の不足等に伴い都心の違法路上駐車が増大し、自動車の円滑な交通を阻害し大きな社会問題となっている。

ア 駐車場整備状況

駐車場整備地区における平成7年2月時点における調査によると、駐車場整備状況は、附置義務等で設置された店舗や事務所の専用駐車場が約1,200箇所、約12,200台と時間貸駐車場が約200箇所、約11,400台あり、合わせて約1,400箇所、約23,600台が整備されている。

イ ピーク時の駐車場駐車台数と空き台数

ピーク時（午後1時から午後3時まで）の瞬間的な駐車場の駐車台数は、専用駐車場では約6,800台、時間貸駐車場では月極的契約分約2,800台と時間貸分約7,200台の合わせて約10,000台があり、合計約16,800台となっている。

したがって、時間貸駐車場の空きスペースは約1,400台となる。

ウ 路上駐車状況と駐車場不足台数

ピーク時における路上駐車台数は約3,500台であり、これは駐車場駐車台数と合わせた総駐車台数約20,300台の約17%を占めている。これを目的別に見た場合、業務系の駐車車両が約60%と多く、そのうち、荷さばき車両が過半数を占めている。

この路上駐車台数約3,500台のうち10分以内の短時間駐車台数を除くと約2,600台となる。これを時間貸駐車場の空きスペースに収容したとしても、利用距離等の関係から実際に有効利用できる台数は、約1,400台のうち、800台程度の利用しか見込めないため、約1,800台分が不足することになる。

(2) 基本方針

本市では、市民の健康を保護し、環境を保全する目的から、自動車交通の増加を抑制し、自動車公害の防止を図ることが求められている。そのため、都市高速鉄道や路線バス等公共交通機関の充実を図る。

駐車場整備地区においては、それでもなお必要とされる自動車の駐車需要に対し、駐車施設の整備に関する施策を総合的、計画的に推進し、駐車需要の内容に応じて、公共と民間の適切な役割分担のもとに駐車施設の整備や既存の駐車施設の有効利用を図ることを基本方針とする。

ア 公共の役割

道路機能の確保や交通環境の改善を図るなど早急に整備が必要な場合、また、附置義務制度の適用を受けない小規模施設が集積することにより大きな駐車需要が生まれる場合、更に、複数の目的施設を持つ需要や一定範囲の地区での周遊など目的施設が事前に特定されない需要がある場合など、総合的なまちづくりの観点から整備が必要な場合については、公共が積極的に整備又は助成する。

イ 民間の役割

駐車需要を発生させる原因者の責務として、当該施設において駐車施設を整備確保することが原則であることから、今後共、附置義務制度の活用を推進する。

また、民間路外駐車場等の整備については、一定の条件を満たすものについて国や本市の助成制度があり、これらの助成制度の活用を推進する。

ウ その他

(ア) 違法駐車に対しては、「京都市違法駐車等防止条例」に基づき、同条例の重点区域について引き続き啓発活動を進める。

(イ) 観光バスの駐車対策については、今後、公共やこれに準じる団体等が主導的に取り組むこととする。

2 路外駐車場の整備の目標年次及び目標量

(1) 目標年次

目標年次は、平成17年（2005年）とする。

(2) 目標量

ア 現況駐車需要量

現況（平成7年）のピーク時の駐車需要は、時間貸駐車場のうち、利用が固定的な月極的契約の約2,800台を除く約14,000台に、路上駐車分約3,500台を含めると約17,500台となる。

イ 将来駐車需要量

平成2年の自動車OD調査^注を基に、自動車交通から地域の環境を守るための許容値等を加味して算出した平成7年から目標年次までの伸び率と駐車需要量は、都心部地区で約1.06倍の約15,900台、京都駅周辺地区で約1.12倍の約2,900台、合計約18,800台と予測される。

（注：自動車起終点調査。自動車交通の起終点、運行目的等を調査することにより、自動車の利用実態等を把握するための調査。）

ウ 駐車場整備目標量

将来駐車需要量を現況の駐車場利用圏内の駐車場に収容すると仮定すると、都心部地区で約3,100台、京都駅周辺地区で約500台の合計約3,600台が不足する。

ここから短時間駐車のものを除くと、都心部地区で約2,300台、京都駅周辺地区で約400台、合計約2,700台の駐車場が必要となることから、これを駐車場整備の目標値とする。

また、地区別の整備目標量は次に示すとおりである。

地 区	路外駐車場の整備目標量 (目標年次：平成17年)
都 心 部 地 区	約 2,300台
┌ Aブロック	約 900台
├ Bブロック	約 500台
├ Cブロック	約 400台
└ Dブロック	約 500台
京都駅周辺地区	約 400台
合 計	約 2,700台

3 路外駐車場の整備の目標量を達成するための必要な施策

(1) 公共と民間の整備分担

目的地が明確な駐車需要は、発生させる原因者の責務として駐車施設の整備を行うことが原則である。

しかし、都市機能の確保等のため、早急に整備が必要な場合、駐車需要が発生させる原因の中に、小規模な建築物が連担している地域、目的施設が事前に特定できない場合等は、総合的なまちづくりの観点から公共も駐車施設整備に積極的に対応するなど、需要特性に対応した公共と民間が適切な分担のもとに、整備目標量である約 2,700 台の駐車施設を計画的に整備、確保していくものとする。

(2) 整備を推進するための施策

ア 公共駐車場の整備施策

(ア) 附置義務制度の適用を受けない小規模施設が多い地区等の不特定多数の利用者を対象とした一定範囲の駐車需要や交通結節点機能を有する地域の駐車需要に対応する駐車場の整備については、公共性が高く、円滑な道路交通機能等を確保するため、安全面や環境面に配慮を行いつつ、道路や広場などの地下空間を有効に活用した駐車場の整備を推進する。

(イ) 駐車場整備地区内の既存駐車場においては、設備の改善等により、機能や収容台数の増強について検討を行う。

イ 民間駐車場の整備施策

(ア) 駐車施設に伴う附置に関する施策

駐車施設は駐車需要の発生原因者が確保するのが原則であり、平成 3 年 3 月に改正した「京都市駐車場条例」に基づき、附置義務駐車場の整備の推進を図る。

なお、附置義務制度の見直しについては、建築物の対象範囲、規模及び駐車施設の設置特例などについて検討を行う。また、荷さばき駐車施設の附置義務化についても、実態を踏まえ検討を行う。

条例による附置義務台数の算定表

	特定用途(商業施設、事務所、工場、倉庫等)	非 特 定 用 途
駐車場整備地区 商業地域 近隣商業地域	延べ面積が1500㎡をこえるとき $\frac{(\text{延べ面積}) - 1300\text{㎡}}{200\text{㎡}}$ (台)	延べ面積が3000㎡をこえるとき $\frac{(\text{延べ面積}) - 2700\text{㎡}}{300\text{㎡}}$ (台)
周辺地区 (第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域)	延べ面積が3000㎡をこえるとき $\frac{(\text{延べ面積}) - 2750\text{㎡}}{250\text{㎡}}$ (台)	—

(小数点以下は切り上げ)

(イ) 助成制度

一定条件を満たす民間駐車場等の整備については、国による助成制度として道路開発資金等の融資制度や共同駐車場整備促進事業による補助制度等があり、また、本市も融資制度や補助制度を設けており、これらの制度を周知し、活用することを推進する。

ウ 駐車場の有効利用に関する施策

既存の路外駐車場の有効的な利用を図ることは、駐車場対策の速効的な効果が期待される。

その一つとして、駐車場案内システムがあり、これの導入を図ることにより、ドライバーに適切な駐車場情報を提供し、時間貸駐車場の利用効率の向上、駐車場探しや待ち行列による交通混雑の解消を図ることができる。

本市では、都心部地区を中心に、特にその必要性が高いところから導入について検討を行う。

4 主要な路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要

駐車場整備地区内において「主要な路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要」は以下のとおりである。

地区	番号	駐車場名	整備主体	位置	規模(台)	駐車場種別	供用予定	備考
都心部地区	①	御池地下駐車場	御池地下街側	御池通地下	約 310	都市計画駐車場	平成9年度	整備中
	②	御池第2地下駐車場	京都市	御池通地下	約 630	都市計画駐車場	平成9年度	整備中
	③	鳴東駐車場	京都市	川端通四条上	未定 (144)	都市計画駐車場	未定	
	④	京都東山五条地下駐車場 (仮称)	建設省	五条大橋東	未定	未定	未定	
京周 辺 都 地 区	⑤	京都駅南口駐車場 (仮称)	京都市	京都駅南	未定	未定	未定	

(注) ・主要な路外駐車場の位置については、別図のとおり。

・年1回程度見直しを行う。

・台数は、新增設する台数で、()内は既存の台数を表示している。

駐車場整備地区及び 主要な路外駐車場の位置図

